

国内経済要録

◇銀行券発行限度の引上げ

政府は、銀行券の発行限度を9,500億円（従来8,000億円）に引き上げ、7月1日から実施した。

限度引上げの理由は、①最近の経済規模の拡大に伴い、銀行券発行高水準が高まってきており、34年10月以降毎月末とも限外発行が常態化していること、②今後の発行高も経済情勢や通貨動向などからみて、かなりの増発が予想されることなどであり、③9,500億円とした理由は経済情勢の推移、とくに国民所得の伸び率などからみて、この程度の増額が適当と考えられるためである。

◇外国為替引当貸付の利子歩合変更

海外金利の変動に伴い、本行はアメリカ合衆国通貨、ドイツ連邦共和国通貨および連合王国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合をそれぞれ次のとおり変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
○アメリカ合衆国通貨表示手形引当貸付		
6月11日	日歩 1銭	日歩 9厘
6月18日	日歩 9厘	日歩 8厘
○ドイツ連邦共和国通貨表示手形引当貸付		
6月8日	日歩 1銭1厘	日歩 1銭4厘
○連合王国通貨表示手形引当貸付		
6月29日	日歩 1銭2厘	日歩 1銭5厘

◇国際復興開発銀行に対する政府短期証券の売却

国際復興開発銀行より政府に対し、同行が本行に保持する資金を本邦内で運用したい旨の申入れがあったので、政府は米、英、独、仏など主要加盟国の先例にならい、政府短期証券（外為証券または食糧証券）への運用を認めることとした。これに伴い本行は6月7日同行に対し第1回分として外為証券額面2.3億円を売却した。

◇政府、「貿易・為替自由化の大綱」を発表

政府は、6月24日貿易・為替自由化促進閣僚会議で「貿易・為替自由化の大綱」を決定、発表した（6月28日正式に閣議で了承）。これは基本方針、政策の方向と対策、商品別計画および為替面の計画の4項目に分れている。商品別自由化計画については、これを早期自由化品目、近い将来（おおむね3年以内）に自由化する品目、3年以内には困難であるが極力近い時期に自由化す

るよう努める品目、および自由化が相当期間困難な品目の4段階に分け、各商品をこれに分類している。この計画によれば、自由化率は3年後に80%となり、さらに石油・石炭の自由化が実現すれば90%となる予定である。また為替面については、経常取引は2年以内に原則として自由化することを目途とし、一方資本取引は、国内経済の発展をにらみ合わせながら順次規制を緩和することとしている。

◇利付金融債発行条件の一部改訂

利付金融債の消化促進を図るため、債券発行金融機関は、6月29日発行条件を次のとおり改め、7月債から実施することとした。

	(改訂前)	(改訂後)
発行価額	97円75銭	99円60銭
表面金利	年7%	年7.5%
(備考)		
応募者利回り	年7.621%	年7.610%

◇国民貯蓄組合制度の対象拡大

従来、国民貯蓄組合法の規定に基づき貯蓄額30万円を限度として免税扱いを受けられるものは、預貯金、貸付信託、利付金融債、一部政府保証債などの利子に限られていたが、このたびその対象が確実な担保を有する公募事業債や従来除外されてきた政府保証債の利子にまで拡大されることとなり、7月5日から実施された。

◇増資促進に関する答申

証券取引審議会は6月22日大蔵大臣に対し「増資促進について」の答申を行なった。その要旨は次のとおり。

- (1) 企業の支払配当を損金に算入する。受取配当に関する控除制度（個人株主）、益金不算入制度（法人株主）の廃止に伴う株主の手取額減少を補うため、従来配当控除に相当する金額は企業が負担、このため税制上所要の措置を講ずる。
- (2) 配当と利子との均衡を図るため、配当につき源泉選択制度を採用する。
- (3) 以上が実現するまでの経過措置として、増資配当に対する法人税を減免する。
- (4) なお、株式の時価発行については実情に応ずる漸進的実施が望ましい。